

令和5年9月28日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

(報告事項)	
I 「神奈川県営水道長期構想」の素案について-----	1
II 次期「神奈川県営水道事業経営計画」の素案について-----	4
III 「神奈川県電気・ダム管理事業計画」の素案について-----	6
IV 神奈川県営水道事業審議会の審議状況について-----	12
V 県営電気事業の売電契約に係る公募型プロポーザルの実施結果について-----	15
VI 相模ダムリニューアル事業について-----	18
VII 水道メータの不適正検針に係る再点検について-----	20
VIII 令和4年度における水道料金の免除の状況について-----	23

I 「神奈川県営水道長期構想」の素案について

県営水道の30年後の事業環境を見据えた将来像とその実現に向けた取組の方向性をわかりやすく示す「神奈川県営水道長期構想」(以下「長期構想」という。)について、素案を作成したので報告する。

1 長期構想の概要

(1) 長期構想策定の目的と位置付け

厳しい経営環境において持続可能な県営水道とするため、企業庁の基本理念(「安心」・「持続」・「貢献」)のもと、将来を見据えて計画的な事業運営を行う必要があり、神奈川県営水道事業審議会(以下「審議会」という。)の意見を踏まえて、30年後の目指す姿と取組の方向性により将来構想を示す。

また、長期構想は「神奈川県営水道事業経営計画」と併せて、厚生労働省が策定を求めている「水道事業ビジョン」及び総務省が策定を求めている「経営戦略」として位置付ける。

(2) 水道事業を取り巻く事業環境

人口及び水需要の動向、大規模地震発生への懸念や自然災害の激甚化、環境への配慮及び担い手不足といった、国内の水道事業全般に共通する事業環境について、動向や将来の見通しを示す。

(3) 県営水道の現状と課題

全国に先駆けて広域水道として発展してきた県営水道の事業環境について、これまでの沿革や地理的特徴を踏まえて、現状と今後の課題を示す。

(4) 県営水道として目指す姿







ア 目指す姿をつくるにあたっての観点

「100年先も持続可能な水道事業」を「100年水道」と定義し、審議会から示された6つの観点で「目指す姿」を描く。

イ 目指す姿

「100年水道」に向けた最初の30年における到達点として、審議会から6つの観点とともに示された15の「目指す姿」を設定する。

<30年後の県営水道の目指す姿>

 安全で良質な水道	① 安全で良質な水道水が、どこでも常に供給されています ② 気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できています
 将来にわたり適切に管理された水道	③ 水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されています ④ 施設が適切に維持管理され、計画的に更新されています ⑤ 多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われています
 災害・事故にも強い水道	⑥ ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されています ⑦ 大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされています ⑧ 激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされています
 環境にやさしい水道	⑨ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されています
 経営基盤の確立された水道	⑩ ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています ⑪ 水道料金のあり方について定期的な検証を行うなど、財政の健全化が図られています ⑫ 事業環境に合わせた組織づくり・体制づくりが行われています
 信頼に応える水道	⑬ 県営水道への理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信と適切な情報提供がされています ⑭ 様々なニーズの把握に努め、その結果が事業運営に反映されています ⑮ 今まで培ってきたノウハウを活かし、地域社会や国際社会に貢献しています

ウ 施設整備に関する取組の方向性

(ア) 安全で良質な水道

きめ細やかな水質管理の徹底と高い水質検査技術の維持により、水道水への信頼性と安全性を確保し続ける。

(イ) 将来にわたり適切に管理された水道

- ・ 水需要の減少に対応し、適正な施設規模となるよう、水道施設のダウンサイジングに取り組むほか、重要度・優先度を踏まえた更新需要の平準化を図り計画的な更新を行う。
- ・ 県内5事業者（県営水道、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団）の広域連携や他のライフライン事業者との工事の共同施工等、事業の効率化を図る。

(ウ) 災害・事故にも強い水道

震災時でも被害を軽微に抑えるため、被災した場合に影響の大きい水道施設から優先的に耐震化を図ることで、復旧が早期に図れるよう、戦略的に耐震化に取り組む。

(エ) 環境にやさしい水道

脱炭素社会に貢献するため、電力使用を最小限に抑えた施設配置とし、水道施設のエネルギー消費量の低減を図るなど、CO₂排出量の削減に努める。

エ 事業経営に関する取組の方向性

(ア) 経営基盤の確立された水道

- ・ 「利便性向上」と「施設管理」の両面から、デジタル技術の導入手法の検討に取り組む。
- ・ 水道料金の体系や水準について定期的に検証する。

(イ) 信頼に応える水道

- ・ 様々な媒体を活用して県営水道の取組をPRすることや、水道関係の各種手続きや断水情報等をきめ細かく情報提供することにより、お客さまに的確な情報をお届けする。
- ・ 意識調査やアンケート等を通じてニーズを把握するとともに、利便性向上に向けた取組を行う。

(5) 長期構想の推進

長期構想の方向性に沿って事業運営がなされているかを定期的に検証し、事業全体の進行管理を行う。必要に応じて長期構想自体を見直すことも検討する。

検証にはPDCAサイクルの手法を用い、サイクルを重ねることで、事業効果を高めるように取り組んでいく。

2 今後のスケジュール

令和5年10月	素案に対するパブリックコメント実施
12月	第3回県議会定例会に長期構想（案）を報告
令和6年3月	策定

Ⅱ 次期「神奈川県営水道事業経営計画」の素案について

県営水道の将来構想である「神奈川県営水道長期構想」(以下「長期構想」という。)と相互に補完し、令和6年度から令和10年度までの5年間の中期的な個別具体的な取組を示す計画として「神奈川県営水道事業経営計画」(以下「経営計画」という。)の策定にあたり素案を作成したので報告する。

1 経営計画の概要

(1) 経営計画の目的と位置付け

企業庁の基本理念(「安心」・「持続」・「貢献」)のもと、長期構想の実現に向けた当面5年間の具体的な施策を経営計画として策定する。

また、経営計画は「長期構想」と併せて、厚生労働省が策定を求めている「水道事業ビジョン」及び総務省が策定を求めている「経営戦略」として位置付ける。

(2) これまでの取組

令和元年度から令和5年度の現行経営計画の目標達成状況を示す。

(3) これからの県営水道

ア 水道事業を取り巻く事業環境

人口及び水需要の動向、大規模地震発生への懸念や自然災害の激甚化、環境への配慮及び担い手不足といった、国内の水道事業全般に共通する事業環境について、動向や将来の見通しを示す。

イ 県営水道の現状と課題

県営水道を取り巻く事業環境について、現状と今後の課題を示す。

(4) 計画期間における主要事業

ア 「安全で良質な水道」に向けた個別事業

水質検査機器等の適切な保守管理や計画的な更新に加え、新たな水質の課題について、規制強化等の国の動向を注視し、水質検査体制を整備するなど適切に対応する。

イ 「将来にわたり適切に管理された水道」に向けた個別事業

水需要の減少を踏まえた適正な施設規模に向けて、管路等のダウンサイジング、配水池の統廃合及び寒川第2浄水場の廃止に向けた取組を進める。

ウ 「災害・事故にも強い水道」に向けた個別事業

大規模地震や台風・豪雨による被害を軽微に抑えるため、基幹管路の更新及び耐震化を図るほか、浄水場・ポンプ所等の停電対策・火山対策に取り組む。

エ 「環境にやさしい水道」に向けた個別事業

施設更新に合わせて、ポンプ設備等の省エネルギー化に取り組むとともに、工事により発生する土砂等の削減や再生資源化を図る。

オ 「経営基盤の確立された水道」に向けた個別事業

ICTをはじめとする技術を活用し、給水装置工事申請手続きのオンライン化を実施し、事業の効率化を進める。

カ 「信頼に応える水道」に向けた個別事業

県営水道への信頼を高めるため、広報による情報発信やお客様のニーズを把握する。

また、地域社会や国際社会へ貢献するため、地域における教育活動や海外への技術協力などを行う。

(5) 財政収支見通し

策定中

(6) 経営計画の推進

毎年度、事業の結果や成果を確認し、5年間の計画目標の達成に向けた事業全体の進行管理を行う。

2 今後のスケジュール

令和5年	10月	パブリックコメントの実施
	12月	第3回県議会定例会に経営計画（案）を報告
令和6年	2月	第1回県議会定例会に経営計画最終案を報告
	3月	策定

Ⅲ 「神奈川電気・ダム管理事業計画」の素案について

県営電気事業及びダム管理事業における将来の事業環境を見据えた目指す姿、その実現に向けた取組の方向性を示す令和6年度から令和15年度までの10年間の計画として「神奈川電気・ダム管理事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定するにあたり素案を作成したので報告する。

1 基本的事項

(1) 策定の趣旨と位置づけ

ア 策定の趣旨と位置づけ

企業庁の基本理念（「安心」・「持続」・「貢献」）のもと、かつてない事業環境の変化に対応するため、発電所とダムの運用及び維持管理について事業の特性に応じた効率化を進め、より安定的な事業運営を実現する必要がある。

そのため、県営電気事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の3つの事業が一体的に連携し事業運営を行っていくうえで、これまでの計画に代えて新たな計画として事業計画を策定する。

また、事業計画は総務省が策定を求めている「経営戦略」として位置付ける。

<各事業が所管する主なダムと発電所>

事業名	ダム	発電所（県営電気事業）
県営電気事業	相模ダム 沼本ダム 本沢ダム 道志ダム 玄倉ダム 熊木ダム	相模発電所 津久井発電所 城山発電所 道志第1、2、3、4発電所 愛川第1、2発電所 柿生発電所 早戸川発電所 玄倉第1、2発電所 早川発電所 愛川太陽光発電所 谷ヶ原太陽光発電所
相模川総合開発共同事業	城山ダム	
酒匂川総合開発事業	三保ダム	

イ これまでの取組

令和元年度から令和5年度の現行計画の目標達成状況・取組状況を示す。

(2) 事業を取り巻く環境

ア 電力システム改革の進展

電力システム改革に伴い、現在、県営電気事業が小売電気事業者と締結している長期の基本契約は令和5年度で終了するため、安定的な収入を見通すことが困難となった。

また、電気の価値だけでなく、非化石価値などが市場で取引できることも踏まえ、経営基盤づくりを進める必要がある。

イ 2050年脱炭素社会の実現への対応

政府は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、脱炭素化に向けて取り組んでいる。県営電気事業においても、再生可能エネルギーの拡大と更なる電力の安定供給及び自らも温室効果ガスの排出を削減するなど事業運営において対応を進める必要がある。

ウ 施設の老朽化の進行

昭和20年代から高度経済成長期にかけて建設されたダムや発電所などの多くは、施設の更新期を迎えている。

完成から70年以上が経過する相模ダムは、ゲート設備などの老朽化や下流河岸の浸食の進行が顕在化している。また、完成から50年以上経過した城山発電所は、電圧を変換するための変圧器など主要機器の老朽化が進行している。

これらの老朽化した施設の再整備などを進める必要がある。

エ 自然災害リスクの高まり

貯水池などに堆積した土砂（堆砂）は、台風等による増水時に、上流域の川の水位を上昇させる原因となる。

近年、日本各地で頻発している大型台風や集中豪雨等による災害リスクの高まりを踏まえ、引き続き堆砂対策を計画的に実施していく必要がある。

オ 事業の担い手不足

労働人口の減少が見込まれる中、長年の事業で培ってきた技術を着実に継承していくとともに、新技術にも柔軟に対応できる人材を育成していく必要がある。

(3) 電気・ダム管理事業の目指す姿

ア 電気事業が目指す姿

再生可能エネルギーである水力発電などによる電力と、相模ダム等による水道用原水の安定供給に取り組み、県民生活の向上と経済の発展等に貢献する。

イ ダム管理事業が目指す姿

施設等の修繕や更新、堆砂対策に取り組み、効率的な水運用を行うことで水道用原水、発電用水の安定供給に努め、洪水調節などダム及び貯水池の機能を発揮させていく。

(4) 事業計画の推進

毎年度、事業の結果や成果を確認し、10年間の計画目標の達成に向けた事業全体の進行管理を行う。

2 電気・ダム管理事業の共通の取組

(1) かながわの水がめと発電所の連携運用

導水路等で相互に連絡されている相模貯水池（相模湖）、城山貯水池（津久井湖）、三保貯水池（丹沢湖）などを連携し、電力や水道用原水を安定的に供給するきめ細やかな水運用を行う。

(2) 県民から信頼される事業運営

ホームページで公開しているダムや発電所の貯水状況や放流情報などを充実させ、より親しみやすくわかりやすい情報を提供する。

より多くの県民に県営電気事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の役割を理解してもらうため、積極的な広報を行う。

(3) 人材の育成や技術の継承

ダムや発電所の設備の更新・維持管理を支える技術者の育成を行うとともに、長年の事業で培ってきた技術を着実に継承していく。

3 電気事業

(1) 事業概要

水力発電と水道用原水の供給を目的として相模ダムなどを建設し、県内の主な河川である相模川、酒匂川及び早川の各水系において、相模発電所など14か所の水力発電所を運営している。

(2) 取組の方向性と主要事業

県営電気事業がこれまで担ってきた再生可能エネルギーや水道用原水の安定供給など、社会的役割と責任をこれからも継続して果たしていくため、「目指す姿」の実現に必要な4つの方向性と主要事業を定める。

ア 施設の将来を見据えた整備

(7) 相模ダムリニューアル事業

下流施設工事としてダム下流の河道を保護するための工事を行うほか、放流施設工事として老朽化したダムのゲート等を取り替える工事等を行う。

(イ) **発電所の再整備**

老朽化が進む城山発電所や柿生発電所の再整備を行う。

(ウ) **その他設備等の再整備**

発電施設に関する集中監視制御装置及び遠隔監視制御装置について再整備を行う。

イ 施設の適切な維持管理

(ア) **ダムや発電所の維持管理**

貯水池などの機能の維持と環境を保全するため、護岸対策や流芥の処理を行う。また、ダムや発電所の土木施設・電気機械設備の補修等を行う。

(イ) **相模貯水池・道志調整池（奥相模湖）の堆砂対策**

上流域の災害防止のため、堆積した土砂を除去する。また、除去した土砂は建設骨材や養浜、河川還元（置き砂）、埋立て盛土として有効活用を図る。

ウ 脱炭素社会の実現に向けた取組

(ア) **再生可能エネルギーの地産地消の推進**

再生可能エネルギーの電力の地産地消の取組を進める。

(イ) **再生可能エネルギーをためる取組**

再生可能エネルギーを蓄電池や水素で蓄える方策等の検討を行う。

(ウ) **再生可能エネルギーを増やす取組**

再生可能エネルギーの調整を行う揚水式の城山発電所の再整備を行うほか、一般水力の柿生発電所の再整備による発電量の増を目指す。

エ 経営基盤の強化

(ア) **保守管理の効率化**

設備等の劣化状態により修繕や点検を行う状態監視保全を導入するなど、効率よく保守管理できる方法を構築する。

(イ) **管理体制の最適化**

事業環境の変化に合わせて、業務の内容を精査し、業務の集約化を図ることにより最適な管理体制を構築する。

(3) **財政収支見直し**

策定中

4 ダム管理事業

(1) 相模川総合開発共同事業

ア 事業概要

城山ダム等の維持管理を行うとともに、ダム下流河川の流量を確保し、水道用原水を供給している。企業庁は施設の管理を共同事業者（神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の各水道事業者）より委託されている。

イ 事業実施の考え方

ダム及び貯水池の効果的・効率的な維持管理のため、城山ダム長寿命化計画（平成29年6月策定）の予防保全の考え方に基づき、必要な更新等を実施する。

ウ 城山ダム等の適切な維持管理

(7) 城山ダム等の維持管理

貯水池内へ流入した流芥の処理や崩落防止工事を行い保全対策を図る。また、放流警報設備等の老朽化した電気機械設備を更新する。

(1) 城山貯水池の堆砂対策

上流域の災害防止のため、堆積した土砂を除去し、適切な管理を行う。また、除去した土砂は養浜、河川還元（置き砂）、埋立て盛土として有効活用を図る。

エ 事業費の見通し

策定中

(2) 酒匂川総合開発事業

ア 事業概要

三保ダム等の維持管理を行うとともに、ダム下流河川の流量を確保し、水道用原水を供給している。企業庁は施設の管理を神奈川県より委任されている。

イ 事業実施の考え方

ダム及び貯水池の効果的・効率的な維持管理のため、三保ダム長寿命化計画（平成29年6月策定）の予防保全の考え方に基づき、必要な更新等を実施する。

ウ 三保ダム等の適切な維持管理

(7) 三保ダム等の維持管理

貯水池内へ流入した流芥の処理や崩落防止工事を行い保全対策を図る。また、流芥処理施設等の老朽化した電気機械設備を更新する。

(1) 三保貯水池の堆砂対策

堆砂の進行を抑制するために、貯水池末端部に設けられた貯砂ダ

ム等に堆積した土砂を除去し適切な管理を行う。また、除去した土砂は河川還元（置き砂）、埋立て盛土として有効活用を図る。

エ 事業費の見通し

策定中

5 今後のスケジュール

令和5年	10月	パブリックコメントの実施
	12月	第3回県議会定例会に事業計画（案）を報告
令和6年	2月	第1回県議会定例会に事業計画最終案を報告
	3月	策定

IV 神奈川県営水道事業審議会の審議状況について

1 概要

神奈川県営水道事業審議会について、第8回の審議状況を報告する。

2 開催日時

令和5年8月18日（金） 15時～17時

3 審議状況

(1) 審議事項

ア 財政収支見直しについて

令和6年度から令和10年度まで5年間の次期経営計画期間の収支分析と財政収支見直しについて、水道料金部会からの報告をもとに審議した。

<現行計画との比較>

主な科目	令和6年度から令和10年度までの見直し	5年間の影響額
水道料金収入	・ 人口減少等により水需要が減少の一途をたどり、減収が見込まれる。	47億円の減
施設整備費用等	・ 老朽化の進行に伴う更新需要の増や、寒川第2浄水場の廃止に向けて事業が集中するため、施設整備に係る費用が522億円増加する。 ・ 労務単価の増で修繕費が増加し、燃料価格高騰により動力費が増加するなどにより、物件費が198億円増加する。	720億円の増

上記の収支を反映した結果、令和10年度までで527億円の財源不足が生じる見込みとなり、現行料金水準に基づく水道料金収入2,076億円に対する不足額の割合は25%となる。

イ 料金体系の見直しについて

これまで審議された料金体系の見直し内容をもとに、水道料金部会から報告された改定料金表（口径別料金体系に転換することを軸として、財源不足（水道料金収入に対する割合25%）を埋める料金水準）について審議した。

＜料金体系の見直し、料金水準の設定＞

- ・ 現行の用途別料金体系から口径別料金体系に転換。
- ・ 基本料金の割合を引き上げ。(現行24.6%→41%)
- ・ 大口径の基本水量は、水道メータ定格最小流量※をもとに設定。
- ・ 家事用、業務用、一時用に分けて設定している従量料金を統合。
- ・ 料金改定率を25%に設定。

※定格最小流量…水道メータが正確に作動することが求められる許容値の最も少ない水量

ウ 答申素案について

これまでの審議会における議論を踏まえて、審議会会長から示された答申素案の構成等について議論した。

＜答申素案の構成＞

- | |
|----------------------------|
| I 施設整備のあり方 |
| 1 施設整備の方向性と目指す姿 |
| 2 戦略的な管路整備 |
| (1) 管路整備の方向性 |
| (2) 30年後の効果 |
| 3 施設整備の水準 |
| (1) 長期的な水準 |
| (2) 次期経営計画期間の施設整備の水準 |
| (3) 増大する事業量・事業費への対応 |
| II 水道料金のあり方 |
| 1 水道料金の体系 |
| (1) 用途別の料金体系から口径別の料金体系への転換 |
| (2) 逡増制の見直し |
| (3) 基本水量の設定 |
| (4) 基本料金収入の割合 |
| 2 水道料金の水準 |
| (1) 次期経営計画期間における財政収支見通し |
| (2) 水道料金の改定率 |
| 3 改定時期と水道料金表 |
| (1) 水道料金の改定時期 |
| (2) 水道料金表 |
| 4 その他料金体系と併せて検討すべき課題 |
| (1) 口径別料金体系の例外 (公衆浴場料金) |
| (2) 水道利用加入金制度 |
| (3) 社会福祉減免制度 |
| (4) 地下水転換減額制度 |
| (5) 企業誘致減額制度 |
| (6) 水道使用者への分かりやすい広報 |

(2) 答申案に向けた委員からの主な意見

- ・ 25%の財源不足は大きく感じるが、今までも企業努力を続けてきたことを、水道使用者や事業者に情報を伝えていただきたい。
- ・ 今回の料金改定により財源を確保して施設整備を進めることで、災害復旧日数が30日から18日に短縮されるという効果は、値上げに対する納得感という点で大きな要素になるのではないか。
- ・ 改定料金表では少量使用者への影響が大きく見えるが、水道を利用できる状況にするための投資コストを適正に負担していただく観点から見直す、という考えを丁寧に説明していくべきである。
- ・ 単身世帯の中には高齢者も多くなっていると思われるので、何らかの配慮は必要と考える。
- ・ 普段は地下水を利用し水道をバックアップとしている大口径使用者に、適正な料金を負担いただくとともに、負担の必要性について理解を求めていくことが重要である。
- ・ 今後も審議会において、経営計画の5年程度の周期で財政収支見直しをもとに料金の見直しを議論していくことが重要である。

4 これまでの開催実績及び今後のスケジュール

令和5年4月	第6回	料金体系見直しの方向性
5月	第7回	財源対策、次期経営計画期間の施設整備水準
8月	第8回	財政収支見直し、料金体系見直し、答申素案 (以下、今後の予定)
10月	第9回	答申案
11月	第10回	答申提出

V 県営電気事業の売電契約に係る公募型プロポーザルの実施結果について

県営電気事業の令和6年度以降の売電契約相手方を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、契約相手方を決定したので報告する。

1 公募型プロポーザルの実施状況

(1) プロポーザルの評価項目

小売電気事業者からの提案について以下の項目を採点した。

評価項目	提案項目	配点
買取価格	・一般水力（買取単価×売電電力予定量） ・揚水式水力（年間固定価格）	50
環境価値の活用、 電力の地産地消	・非化石価値の有効活用	30
	・電力の地産地消に関する取組	
	・脱炭素社会実現に向けた取組	
電力の安定供給	・揚水式発電所の運用方法	20
	・安定供給に寄与するその他の方法	
合計		100

(2) 公募型プロポーザルの審査会

5つの分野（環境、電力システム改革、法律、県内経済及び公営電気事業者）において専門的知見を有する外部有識者5名からなる審査会を設置し審査を行った。

- ・ 第1回審査会

令和5年2月21日 評価基準を審査

- ・ 第2回審査会

令和5年9月7、8日 小売電気事業者からの提案を評価審査

(3) 参加申込者数

8者

(4) 審査結果

審査の結果、最も評価点の高い者として契約相手方に選定した者とその評価の結果は次のとおりとなった。

ア 契約相手方

法人名	評価点
S B パワー株式会社	84.42点/100点

イ 評価の結果（概要）

提案内容のうち評価が高かった内容は以下のとおりであった。

- ・ 環境価値を活用した地産地消の取組について、水力発電所の電気100%の販売メニューを県内企業と一般家庭へ提供
- ・ 電力の安定供給の取組について、独自AIを用いた揚水発電所の運用計画による運転頻度の向上

2 これまでの取組と今後のスケジュール

令和5年3月1日	公募型プロポーザルの実施について建設・企業常任委員会報告
令和5年4月11日	募集要領の公表
令和5年8月15日	事業者からの提案書受付期限
令和5年9月27日	契約相手方の決定
令和5年10月上旬	契約締結の予定
令和6年4月1日	電力供給の開始

《参考》公募型プロポーザルの実施条件等

1 契約条件

(1) 対象発電所

10か所の一般水力発電所と1か所の揚水式発電所を組み合わせた11発電所（詳細は別表のとおり）

(2) 契約期間

3年間（令和6年度から令和8年度まで）

(3) 料金体系

一般水力発電所については全量を従量料金とする。

揚水式発電所については年間を通じた固定料金とする。

(4) 脱炭素に向けた電力の自己活用

売電する電力の一部（約1割）を企業庁の施設へ供給する。

(5) 一般水力発電所の売電電力予定量

約3億kWh／年（一般家庭約10万世帯が年間に消費する電力量に相当）

2 主な参加資格

国内で年間約3億kWh以上の電気の販売実績を有し、さらに、県内で電気の販売実績を有する小売電気事業者

(別表)

対象発電所一覧

発電所名	発電機 台数	所在地	最大出力 (kW)
一般水力発電所			
相模発電所	2台	相模原市緑区若柳字西原	31,000
津久井発電所	2台	相模原市緑区谷ヶ原	25,000
道志第1発電所	1台	相模原市緑区牧野字西原	10,500
道志第2発電所	1台	相模原市緑区牧野字城山	1,050
道志第3発電所	1台	相模原市緑区牧野字西原	1,000
道志第4発電所	2台	相模原市緑区牧野字城山	59
愛川第1発電所	1台	愛甲郡愛川町半原	24,200
愛川第2発電所	1台	愛甲郡愛川町半原	1,200
早川発電所	1台	足柄下郡箱根町宮城野字上河原	2,900
柿生発電所	1台	川崎市麻生区黒川字西谷	680
揚水式発電所			
城山発電所	4台	相模原市緑区川尻字龍籠	250,000

VI 相模ダムリニューアル事業について

1 概要

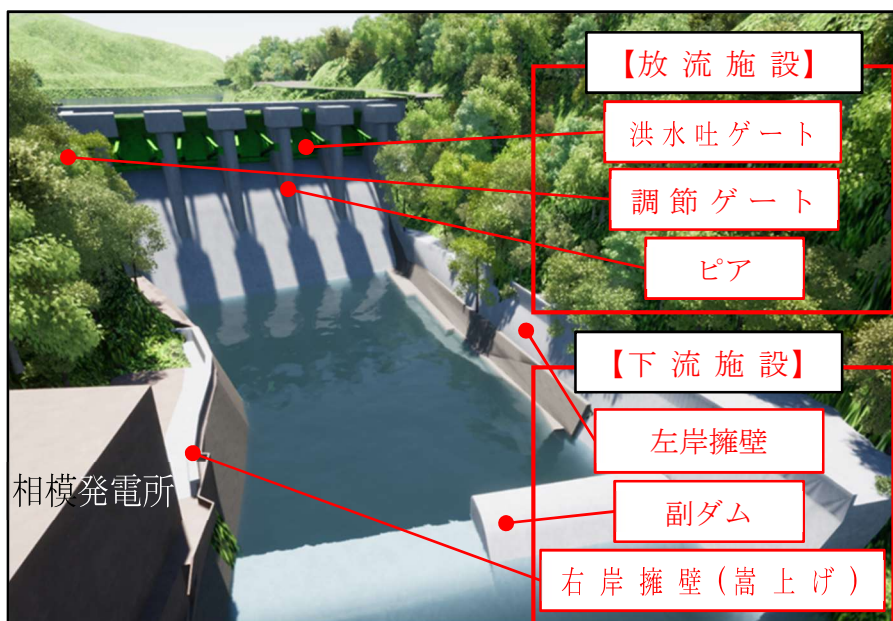
相模ダムは、完成以来70年以上が経過し、放流施設の老朽化及び下流河道の浸食が進行していることから、発電及び水道用原水の将来にわたる安定供給を図るため、令和元年度よりリニューアル事業を開始した。

河川管理者等と協議を重ね、設計等を進めてきた結果、施設の構造や配置等が概ね決定したことから、事業の概要を報告する。

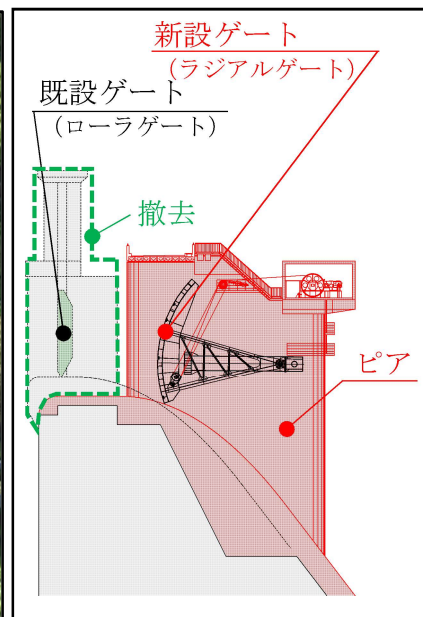
2 主な施設の構造等

種別	主な施設	構造等の主な特徴
下流施設	・放流水を減勢するための副ダムの構築	・下流への影響に配慮した左右岸で高さの異なる副ダム
	・左岸擁壁の構築 ・右岸擁壁の嵩上げ	・左右岸に位置する重要構造物の保護を目的とした擁壁 ・施工性及び経済性に優れる擁壁
放流施設	・洪水吐ゲート（5門）の更新 ・調節ゲート（1門）の更新 ・ゲート開閉装置（6基）の更新	・経済性や維持管理、景観に優れるラジアルゲート
	・ピア ^{*1} （7基）の更新 ※1ゲートを支えるコンクリート柱 ・越流部 ^{*2} の構造の変更 ※2貯水した水を放流する箇所	・安全性を考慮したピアの構造 ・事前放流を強化する越流部の構造（治水への協力）

【完成予想図】



【施工中断面図】



3 概算工事費及び事業スケジュール

(1) 概算工事費

現在、精査中

(事業計画策定時(平成 30 年度)の積算では、約 252 億円(税込み))

(2) 事業スケジュール

現在、精査中

(事業計画策定時(平成 30 年度)の想定では、令和元年度から令和 20 年度までの 20 年間)

(3) 事業計画策定時からの主な変更要素

- ・ 地質調査の結果に基づく下流施設工事における施工方法の見直し
- ・ 安全性に配慮した放流施設工事における施工規模の見直し
- ・ 建設資材や労務単価の高騰
- ・ 完全週休二日制導入による工期延長及び経費の増額

4 今後の取組

実施設計の成果に基づき、実施計画の策定、河川法の手続き、関係事業者との協議等を行い、令和 6 年度からの本格的な工事着手を目指す。

(参考)

種 別	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	~	R 20	
設計業務 及び準備工事	R元～5年度																	
実施計画 の策定					R5年度													
河川法 の手続き					R5～6年度													
関係事業者 との協議					R5年度													
下流施設工事																		
放流施設工事																		

Ⅶ 水道メータの不適正検針に係る再点検について

1 経緯

県営水道の水道メータの検針業務を受託している、株式会社宅配（本社：東京都文京区。以下「受託業者」という。）の点検員Aが、一部業務において、実際には目視検針を行わず、過去の使用量などをもとに架空の値を報告していた事案を受け、点検員Aが、他に不適正な検針を行っていないかを確認するため、点検員Aの担当地域（平塚市、大磯町、二宮町の一部地域）の4,062件について実施した再点検の結果を報告する。

また、受託業者が実施する検針業務全体の適正な履行を確認するため、受託地区（平塚及び厚木水道営業所管内）の全件再点検を別途実施しており、途中経過を報告する。

2 点検員Aの担当地域に係る再点検

(1) 調査概要

4,062件について、別の点検員が全件目視確認を行い、過去の検針値（使用水量）と比較・分析し、一定以上の増減があるケースについては必要に応じてお客さまへの水道使用状況ヒアリング等を実施した。

(2) 調査結果

	前回報告済	新規判明分	合計
不適正検針と判断した事案 ^{※1}	5件	0件	21件
不適正検針が疑われる事案 ^{※2}		16件	

※1 再点検による調査指針が、点検員Aの報告した直近指針を下回っていて、不適正検針が行われたと判断した事案。

※2 再点検による調査指針をもとに試算した想定使用水量が、従前の使用実績から一定以上の増減があるものを抽出し、現地の再々調査及びお客さまへの水道使用状況ヒアリング等を行った結果、不適正検針が行われていたことが疑われる事案。

【新規判明分16件の内訳】

状況等	件数
メータボックス上に車等があり目視確認が困難なため、確認を行わず架空の数値を入力したと考えられるもの	5
水道を使用休止していた場所について新たな入居者が使用していたにも関わらず、使用開始の処理をせず架空の数値を入力したと考えられるもの	5

宅地内の漏水等により水量が一時的に大幅増となったが、確認を怠り架空の数値を入力したと考えられるもの	3
その他（理由は明確でないが、従前の使用実績から乖離しているため、架空の数値を入力したと考えられるもの）	3
合計	16

(3) お客さまへの対応

不適正検針と判断した事案及び不適正検針が疑われる事案に係る21名のお客さまに対しては、謝罪するとともに、再点検結果に基づき改めて算定した料金に修正する手続きを進めている。

3 受託業者の受託地区に係る全件再点検

点検員Aの担当地域のみならず、受託業者が請け負っている地区(平塚、厚木水道営業所管内)において、検針が適正に履行されているかを確認するため、8月及び9月の定期点検に併せて再点検を実施している。

(1) 調査方法

ア 全水道メータの指針調査

全点検員が検針時に数値を端末機に入力するだけでなく、水道メータの指針を写真撮影し、受託業者の業務指導員が、撮影された水道メータの指針と検針報告の結果を照合することで、点検員が今回の検針で不適正な検針値を報告していないかを確認する。なお、水道メータの設置位置が奥まっているなどの事情でメータの写真撮影ができなかったもの等は、業務指導員が現地を確認して照合を行う。

また、検針結果について、前回点検時の値を下回っていないかや、過去の検針値（使用水量）と比較し、大きな変動がある場合には、お客さまに使用状況の変化等を確認し、前回点検時の指針に不審な点がないことを確認する。

イ 全点検員の作業確認

受託業者の業務指導員が全点検員の検針作業に一日同行して、水道メータ検針時の作業の流れや動作等をチェックし、作業が適正に実施されていることを確認する。

(2) 調査状況（継続中）

○ 9月22日現在：8月と9月1日～9月15日検針分を集計

項目／営業所名		平塚	厚木	合計
検針件数		132,670	147,694	280,364
（写真撮影による照合）		(131,943)	(146,355)	(278,298)
（現地確認による照合）		(727)	(1,339)	(2,066)
結果	一致を確認	132,654	147,680	280,334
	入力誤り	16	14	30
	不適正な検針値	0	0	0
	合計	132,670	147,694	280,364

検針データと、点検員が撮影した写真や業務指導員による指針確認結果との照合の結果、これまでの検針において、不適正な検針値の報告は無いことを確認している。

なお、端末機に検針値を入力する際、「4」と「7」等、隣接する数字を打ち間違えたもの（入力誤り）が30件見つかったため、「量水器点検及び引越点検業務処理手順」に基づき修正手続きを行った。

また、今回の検針値が前回点検時の値を下回っているものはないが、過去の検針値（使用水量）と比較し、大きな変動があるものについて、現在、お客さまへ水道使用状況ヒアリング等を実施している。

引き続き、9月検針分の指針調査を実施していく。

4 今後の対応

点検員Aの担当地域に係る再点検により、新たに不適正検針が疑われる事案が16件判明したことを踏まえ、受託業者が実施してきたこれまでの不正防止対策を見直し、改めて再発防止を徹底するように指導していく。

なお、現在実施中の、受託地区に係る全件再点検では、これまでに不適正検針と判断されるものや不適正が疑われるものは見つかっていないが、今回メータ指針の写真撮影を行ったことで「入力誤りのリスク」が可視化されたことを踏まえ、同様の検針業務を受託している他事業者にも情報を共有し、必要な対策を講じていく。

また、企業庁では、すべての給水区域において委託した点検業務が適切に行われているかを確認するため、独自調査の実施を含むチェック体制の強化を図り、再発防止に取り組む。

Ⅷ 令和4年度における水道料金の免除の状況について

神奈川県県営上水道条例第46条第1項及び第2項の規定に基づき、公営企業管理者は水道料金を納入することができる見込みがないと認める場合は、500万円以下のものに限り当該水道料金を免除することができる。

また、同条第2項の規定に基づき、毎年度の免除した件数及び金額を議会に報告することとされている。

1 水道料金の免除対象

債務者の所在不明その他の理由により納入見込みのない水道料金で、神奈川県県営上水道条例施行規程（以下「規程」という。）第25条の2第4項の各号の規定に該当するもの。

2 件数及び金額

12,348件、32,033,146円

3 免除の内訳

(1) 理由別内訳

理由	件数	金額（円）
所在不明 （規程第25条の2第4項第2号）	12,255	31,631,736
破産 （規程第25条の2第4項第3号）	93	401,410

(2) 用途別内訳

用途	件数	金額（円）
家事用	11,828	27,310,239
業務用	520	4,722,907

(3) 免除金額別内訳

免除金額	件数	金額（円）
100,000円超 500,000円以下	13	2,696,984
10,000円超 100,000円以下	296	5,442,132
10,000円以下	12,039	23,894,030